

平成20年度決算における健全化判断比率・資金不足比率の公表

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は毎年度、決算に基づいて健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率を算定し、監査委員の審査を受け、その意見を付けて議会に報告するとともに、市民のみなさまに公表することとなっています。

健全化判断比率は、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4つの指標で、それぞれの比率に応じて「健全」「早期健全化」「財政再生」の3段階(④将来負担比率に財政再生段階はありません)に区分されます。また資金不足比率は、公営企業ごとに算定するもので「健全」「経営健全化」の2段階に区分されます。健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画をいずれも議会の議決を経て定める必要があります。

健全化判断比率等の公表は平成19年度決算から、また、財政健全化計画等策定の義務付けは、平成20年度決算から適用されます。

平成20年度決算に基づき算定した亀山市の健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも国が定める基準を下回りました。今後も健全な財政運営に努めます。

健全化判断比率

指標の名称	概要	国が定める基準		本市の状況	
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	早期健全化基準	12.68 %	—	赤字額がないため「—」
		財政再生基準	20.00 %		
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	早期健全化基準	17.68 %	—	
		財政再生基準	40.00 %		
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率	早期健全化基準	25.0 %	4.2 %	
		財政再生基準	35.0 %		
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	早期健全化基準	350.0 %	—	
		財政再生基準			

資金不足比率

会計名称	概要	国が定める基準		本市の状況	
水道事業会計	各公営企業の資金不足額が事業規模に占める比率	経営健全化基準	20.0 %	—	資金不足額がないため「—」
工業用水道事業会計				—	
病院事業会計				—	
国民宿舎事業会計				—	
農業集落排水事業特別会計				—	
公共下水道事業特別会計				—	

平成20年度決算に基づく 健全化判断比率・資金不足比率				健全化判断比率	平成19年度決算	平成20年度決算	早期健全化基準	財政再生基準	実質公債費比率(千円・%)							
				実質赤字比率			12.68	20.00	区分		平成17年度決算	平成18年度決算	平成19年度決算	平成20年度決算	分母比	
都道府県名 三重県				連結実質赤字比率			17.68	40.00	元利償還金(公債費充当一般財源等額)(6)		1,632,074	1,628,324	1,551,292	1,594,064	10.8	
団体名 亀山市				実質公債費比率	4.8	4.2	25.0	35.0	満期一括償還地方債に係る年度割相当額(7)		0	0	0	0	-	
				将来負担比率	21.5		350.0		公営企業債の元利償還金に対する繰入金(8)		345,276	468,859	498,954	462,764	3.1	
				実質赤字比率(千円・%)					内訳							
会計名				平成19年度決算	平成20年度決算	分母比			標準財政規模(2)		11,765,996	12,986,093	15,339,483	16,382,626	110.7	
一般会計等	一般会計				1,243,930	1,332,309	8.13			算入公債費等の額(12)		1,441,513	1,455,140	1,501,023	1,587,282	10.7
	合計(1)				1,243,930	1,332,309		※黒字の場合は、比率を()書して		(6)～(11)の合計－(12)(13)		536,882	643,051	550,183	470,593	3.2
	標準財政規模(2)				15,339,483	16,382,626				分母(2)－(12)(14)		10,324,483	11,530,953	13,838,451	14,795,344	100.0
	実質赤字比率(1)/(2)×100				(8.10)	(8.13)				実質公債費比率(単年度)(3)/(14)×100		5.2	5.6	4.0	3.2	
	連結実質赤字比率(千円・%)									実質公債費比率(3か年平均)				4.8	4.2	
	会計名				平成19年度決算	平成20年度決算	分母比	資金不足比率		区分		平成19年度決算	平成20年度決算	分母比		
	公営企業会計	水道事業会計				1,046,649	956,170	5.84			一般会計等に係る地方債の現在高(15)		19,534,182	21,211,996	143.4	
		工業用水道事業会計				162,564	176,253	1.08			債務負担行為に基づく支出予定額(16)		7,653	6,684	0.0	
		病院事業会計				1,440,826	1,540,175	9.40			公営企業債等繰入金見込額(17)		8,817,168	9,125,947	61.7	
		国民宿舎事業会計				155,448	156,869	0.96			組合等負担等見込額(18)		0	0	-	
農業集落排水事業特別会計				16,630	21,034	0.13			退職手当負担見込額(19)		4,141,364	3,732,575	25.2			
公共下水道事業特別会計				29,813	28,066	0.17			設立法人等の負債額等負担見込額(20)		0	0	-			
									連結実質赤字額(21)		0	0	-			
									組合等連結実質赤字額負担見込額(22)		0	0	-			
									26 将来負担額							
									27 将来負担額							
									将来負担額(26)		32,500,367	34,077,202	230.3			
									充当可能財源等(27)		29,517,276	34,890,957	235.8			
									標準財政規模(2)		15,339,483	16,382,626	110.7			
									算入公債費等の額(12)		1,501,032	1,587,282	10.7			
									(26)－(27)(28)		2,983,091	-813,755	-5.5			
									分母(2)－(12)(29)		13,838,451	14,795,344	100.0			
									将来負担比率(28)/(29)×100		21.5	-	-			
									内訳							
公営事業会計	国民健康保険事業				81,318	85,199	0.52			PFI事業に係るもの		0	0	-		
	老人保健事業				10,509	1,016	0.01			いわゆる五省協定等に係るもの		0	0	-		
	後期高齢者医療事業					6,574	0.04			国営土地改良事業に係るもの		7,653	6,684	0.0		
										森林総合研究所等が行う事業に係るもの		0	0	-		
										地方公務員等共済組合に係るもの		0	0	-		
										依頼土地の買い戻しに係るもの		0	0	-		
										社会福祉法人の施設建設費に係るもの		0	0	-		
										損失補償・債務保証の履行に係るもの		0	0	-		
										引き受けた債務の履行に係るもの		0	0	-		
										その他上記に準ずるもの		0	0	-		
									17 企業見込債等繰入金							
									公共下水道事業特別会計		5,440,843	5,721,231	38.7			
									農業集落排水事業特別会計		2,912,541	2,952,389	20.0			
									病院事業会計		460,450	449,151	3.0			
									水道事業会計		3,334	3,176	0.0			
									その他の会計		0	0	-			
									30 七公社等							
									地方道路公社に係る将来負担額		0	0	-			
									土地開発公社に係る将来負担額		0	0	-			
									その他第三セクター等に係る将来負担額		0	0	-			
実質黒字額・資金剰余額合計(3)				4,187,687	4,303,665	26.27										
実質赤字額・資金不足額合計(4)				0	0	-										
合計(3)+(4)(5)				4,187,687	4,303,665		※黒字の場合は、比率を()書して									
標準財政規模(2)				15,339,483	16,382,626											
連結実質赤字比率(5)/(2)×100				(27.30)	(26.26)											

※早期健全化基準及び財政再生基準は、平成20年度決算の基準である。